

①都道府県 ②市区町村名 0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）			I 平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について													2. 就学援助の申請方法										
①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法													（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）								
					（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）													（2）就学援助の申請方法								
					ア. 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の冊子に記載	エ. 就学時健康診断の際に学校で配布	オ. 学校の入学説明会で配布	カ. 入学時に学校で配布	キ. 毎年度の進級時に学校で配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施	（4）就学援助制度周知の工夫	ア. 学校から希望者に申請書を配布	イ. 教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ. 学校から児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会から児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ. その他（2）	（2）オの内容				
31	31	31	31	29	26	0	17	16	8	9	5	22	24	1	5	5	1	30	5	23	4	4	3	4	4	
和歌山県	和歌山市	和歌山市教育委員会 学校教育課	073-425-1139	gakkokyoiku@city.wakayama.lg.jp	http://www3.wakayama-wky.ed.jp/w-gakkyo/		○	○	○			○	○					○		○						
和歌山県	海南市	教育委員会総務課	073-492-3347	kyoisomu@city.kainan.lg.jp	http://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/kyoikuinkai/somuka/oshirase/1432624681618.html		○	○			○	○						○			○					
和歌山県	橋本市	和歌山県 橋本市教育委員会 学校教育課	0736-33-6115	gakkou@city.hashimoto.lg.jp	http://www.city.hashimoto.lg.jp/		○		○			○						○						○	新小学1年生の保護者に限り、全員に案内と申請書を配布	
和歌山県	有田市	教育委員会 教育総務課 総務係	0737-22-3758（直通）	kyoikusomu@city.arida.lg.jp	https://www.city.arida.lg.jp/kosodatenavi/teatejose/1001060.html		○	○										○								
和歌山県	御坊市	御坊市教育委員会 教育総務課	0738-23-5525	kyousou@city.gobo.lg.jp	http://www.city.gobo.wakayama.jp/lifeevent/nyugaku/sien/1383026747717.html		○	○		○	○	○						○						○	就学時健康診断案内時、全健診対象者に制度説明、記入説明と共に配付	
和歌山県	田辺市	教育委員会 学校教育課	0739-26-9942	gakkou@city.tanabe.lg.jp	http://www.city.tanabe.lg.jp/gakkou/enjohi_siky.html		○	○				○	○					○							例として具体的な家族構成による算定	
和歌山県	新宮市	学校教育課	0735-23-3364	gakkou@city.shingu.lg.jp														○								
和歌山県	紀の川市	教育委員会 教育総務課	0736-77-0846	k150100-001@city.kinokawa.lg.jp	http://www.city.kinokawa.lg.jp													○								
和歌山県	岩出市	教育総務課	0736-62-2141	k-soumu2@city.iwade.lg.jp	http://city.iwade.lg.jp		○	○										○								
和歌山県	紀美野町	紀美野町教育委員会 教育課	073-489-5910	sogaku@town.kimino.lg.jp	https://www.town.kimino.wakayama.jp/		○											○								
和歌山県	かつらぎ町	教育総務課	0736-22-0303	kyoikusomu-somu@town.katsuragi.wakayama.jp	http://www.town.katsuragi.wakayama.jp		○		○									○			○				転入時及び児童扶養手当申請時に窓口で対象者に就学援助制度の書類を配付	
和歌山県	九度山町	教育委員会 学校教育課	0736-54-2019	kyoiku@town.kudoyama.lg.jp	https://www.town.kudoyama.wakayama.jp		○						○	○				○								
和歌山県	高野町	教育委員会	0736-56-3050	kyoiku@town.koya.wakayama.jp	https://www.town.koya.wakayama.jp													○								
和歌山県	湯浅町	湯浅町教育委員会事務局	0737-63-1111	soumu1@yuasa.ed.jp	http://yuasa.ed.jp		○											○								
和歌山県	広川町	教育委員会	0737-23-7795	kyoiku4@town.hirogawa.wakayama.jp	https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/													○								
和歌山県	有田川町	こども教育課	0737-52-2111	n.gakkokyoiku@town.aridagawa.lg.jp														○								
和歌山県	美浜町	教育課・学校教育班	0738-23-4955	kyoi@town.wakayama-mihama.lg.jp	http://www.town.mihama.wakayama.jp													○								
和歌山県	日高町	教育委員会 教育課	0738-63-2038	kyoiku@town.wakayama-hidaka.lg.jp	http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp		○	○										○						○	新入学児童生徒に制度案内を行い、教育委員会で希望者に申請書を配布	
和歌山県	由良町	由良町教育委員会教育課	0738-65-1800	kyoi@town.yura.lg.jp	http://www.town.yura.wakayama.jp/													○						○	要・準要保護児童生徒の保護者に通知	
和歌山県	印南町	印南町教育委員会	0738-42-1700	kyoiku@town.wakayama-inami.lg.jp	http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&fmid=103		○											○								
和歌山県	みなべ町	みなべ町教育委員会 教育学習課	0739-74-2191	kyoiku@town.minabe.lg.jp	http://www.town.minabe.lg.jp		○											○						○	文字が大きく、文章は短くて、読みやすい箇条書きで 各保護者宛てに学校から配布している。	
和歌山県	日高川町	日高川町教育委員会 教育課	0738-22-8816	kyoiku@town.hidakagawa.lg.jp	http://www.hidakagawa-ed.jp/			○	○									○								
和歌山県	白浜町	白浜町教育委員会 総務学事係	0739-43-5830	kyoiku@town.shirahama.lg.jp	http://www.town.shirahama.wakayama.jp/													○								
和歌山県	上富田町	上富田町教育委員会	0739-47-5930		http://www.town.kamitonda.lg.jp/		○			○								○								
和歌山県	すさみ町	教育委員会	0739-55-2146	kyoiku@town.susami.lg.jp														○								
和歌山県	那智勝浦町	那智勝浦町教育委員会 学校教育課	0735-52-4686	kyoiku@town.nachikatsuura.lg.jp	https://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/		○		○									○								
和歌山県	太地町	教育委員会	0735-59-2335	kyoiku@town.taiji.lg.jp															○							
和歌山県	吉座川町	吉座川町教育委員会	0735-72-3344	*_kyoiku-o@town.kozagawa.lg.jp	http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/kurashi/sub005.html		○											○								
和歌山県	北山村	北山村教育委員会	0735-49-2331																○							
和歌山県	串本町	教育委員会 教育課	0735-72-0017	kushikyo@ceres.ocn.ne.jp	https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/kyoiku/													○							入学通知書（小中とも）に制度案内を同封している。	
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	御坊市日高川町中学校組合教育委員会 教育課	0738-22-8816	kyoiku@town.hidakagawa.lg.jp	http://www.hidakagawa-ed.jp/			○	○									○								

①都道府県	②市区町村名	II 平成31(令和元)年度主要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																				III 就学援助率						
		(1) 平成31(令和元)年度当初における主要保護認定基準																				(1) 平成30年度	(2) 令和元年度					
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長税の非課税	ウ. 市区町村長税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	ク. 学校納付金の納付状況の悪化、授業料、修学用品等が重い等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠床日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わるが定額のもの)→(2)係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照し定めるもの)→(2)係数	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→(2)係数	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税額に一定の係数を掛けたもの→(3)係数および目安額	テ. その他→(4)	(2)ソ、タ、チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)			(3)ツを選択した場合 市区町村住民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4)テの内容	(5)補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度
31	31	20	19	13	16	15	24	7	6	11	12	11	10	11	3	3	3	4	0	11	10	0	11	2				
和歌山県	和歌山市						○										○						1			20%未満	20%未満	
和歌山県	海南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									保護者が公共安定所へ求職中の失業者である場合。		15%未満	20%未満
和歌山県	橋本市																	○					1		ひとり親加算を適用している。	20%未満	20%未満	
和歌山県	有田市	○	○		○	○	○																			15%未満	15%未満	
和歌山県	御坊市	○	○				○																			20%未満	25%未満	
和歌山県	田辺市																	○						1			20%未満	20%未満
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○													20%未満	20%未満
和歌山県	紀の川市			○	○	○	○				○	○											○			病気や災害等の事情により、収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる世帯	15%未満	15%未満
和歌山県	岩出市				○	○	○																○			・前年の合計所得金額が12.5万円以下で、障害者・寡婦(又は特別寡婦)・寡夫のいずれかに該当する。 ・災害等により市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税のいずれかの減免を受けている。	15%未満	15%未満
和歌山県	紀美野町						○																				15%未満	15%未満
和歌山県	かつらぎ町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○					1.2			20%未満	20%未満
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○			国民年金法(昭和34年法律第141号)第89号及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免、世帯更正貸付補助金による貸し付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者	15%未満	15%未満
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	15%未満
和歌山県	湯浅町																		○								20%未満	20%未満
和歌山県	広川町																		○								10%未満	10%未満
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○																				10%未満	10%未満
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												15%未満	15%未満
和歌山県	日高町						○																				10%未満	15%未満
和歌山県	由良町						○																○			ひとり親で町民税非課税	15%未満	15%未満
和歌山県	印南町																						○			校長ヒアリング等を行い、家庭状況を加味し教育委員会にて判断する。	5%未満	5%未満
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	10%未満
和歌山県	日高川町	○	○				○																				15%未満	15%未満
和歌山県	白浜町																	○									10%未満	10%未満
和歌山県	上富田町																						○			世帯構成員のうち、所得がある者全員の合計所得額に各種手当金、養育費等を加算し、町の基準額と照らし合わせて協議	10%未満	10%未満
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○					○						○									20%未満	20%未満
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○			○	○																20%未満	20%未満
和歌山県	太地町	○	○		○	○	○			○																	10%未満	10%未満
和歌山県	吉座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													25%未満	25%未満
和歌山県	北山村	○	○	○	○	○	○			○	○												○			その他、特別な事情により生活が困難な者	15%未満	20%未満
和歌山県	串本町	○	○				○					○	○													自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められるもの	25%未満	25%未満
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○	○				○																○			その他教育委員会が認める者	25%未満	25%未満



①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度主要保護就学援助額																																							
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
		(1) 費目毎の援助額																									(2) 補足事項														
学用品費					新入学児童生徒学用品費等					通学費					修学旅行費																										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他						
31	31	0	0	0	0	0	0	31	31	0	0	0	0	0	31	31	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	2	15	15	0	10	10	10	5	5	1	17				
和歌山県	和歌山市							○	22,320						○	47,400														○	57,590	56,622						修学旅行費、医療費、給食費の支給平均額は、平成30年度の実績額より算出 医療費については、実績なし。 学校給食費については、令和元年度の予算計上額を記載。			
和歌山県	海南市							○	22,510						○	57,400														○	60,300	60,300						通学費及び医療費については、支給項目には設定しているが、実績無し。 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、学校給食費の支給平均額については、平成30年度実績額による			
和歌山県	橋本市							○	22,320						○	47,400	○	0									○	○	66,017									校外活動費・医療費・学校給食費に関しては平成30年度実績平均。校外活動費、医療費は実績なし。			
和歌山県	有田市							○	22,510						○	77,400														○	60,300	56,218									
和歌山県	御坊市							○	22,510						○	57,400															○	60,300	57,590								
和歌山県	田辺市							○	22,510						○	57,400																	○		60,300						
和歌山県	新宮市							○	26,050						○	47,400												○	70,000												
和歌山県	紀の川市							○	22,510						○	57,400																○	60,300	60,300						1年生は学用品費のみ支給。医療費は対象としているが、中学卒業まで医療費無料のため実績なし。 学校給食費と校外活動費(宿泊を伴わないものは平成30年度実績平均。 校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。	
和歌山県	岩出市							○	22,510						○	57,400																○	60,300	60,300							
和歌山県	紀美野町							○	22,320						○	47,400																○	57,590	55,000							
和歌山県	かつらぎ町							○	22,320						○	47,400	○	0													○	66,130								H30実績額。校外活動費(宿泊を伴わない)は1つの中学校の1、2年生。校外活動費(宿泊を伴う)は別の1校の1年生のみ。クラブ活動費は全体(就学支援対象者)の50.7%に支給。	
和歌山県	九度山町							○	22,510						○	57,400																○	67,694								校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は実績がありません。 修学旅行費は全生徒に高野町修学旅行費補助事業より6万円を補助、それを超える実費については就学援助より全額支給。給食費については、給食費無償化事業、医療費については、就学時医療補助事業にて全生徒に対応。
和歌山県	高野町							○	16,600						○	20,000																									
和歌山県	湯浅町							○	22,320						○	47,400																	○	57,590	57,590						
和歌山県	広川町							○	22,510						○	57,400																○	51,670								
和歌山県	有田川町							○	22,510						○	57,400																○	60,000								
和歌山県	美浜町							○	22,510						○	57,400																○	67,707								
和歌山県	日高町							○	22,510						○	57,400																○	70,000								
和歌山県	由良町							○	26,820						○	47,400	○	34,860																○		65,000					
和歌山県	印南町							○	27,050						○	57,400																○	57,400	57,400							
和歌山県	みなべ町							○	22,510						○	57,400																	○		60,300						
和歌山県	日高川町							○	27,050						○	57,400												○	68,274												
和歌山県	白浜町							○	22,510						○	57,400																○		80,000							
和歌山県	上富田町							○	22,510						○	57,400												○	72,333												
和歌山県	すさみ町							○	22,320						○	47,400																○		55,000							
和歌山県	那智勝浦町							○	22,320						○	47,400											○	○	77,000												
和歌山県	太地町							○	26,050						○	47,400												○	74,550												
和歌山県	吉座川町							○	24,000						○	47,400												○	84,000												
和歌山県	北山村							○	0						○	47,400											○	0													
和歌山県	串本町							○	22,510						○	57,400												○	74,361												
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合							○	27,050						○	57,400															○	60,300	57,590							支給平均額は、H30年度の実績額による。 「学用品費」は、第一学年 24,800円、その他学年 27,050円。	

